



収支報告書

令和5年分
(令和 年月 日開催分)

1 政治団体の名称

ヨコイサクラ 後援会

2 主たる事務所の所在地

鹿児島県鹿屋市西祓川町551

3 代表者の氏名

横井さくら

4 会計責任者の氏名

小村葵

事務担当者の氏名 横井さくら

(電話) 070-4815-4170

(電話) _____

資金管理団体の指定の有無

- 有
 無

衆議院議員

公職の種類 鹿児島選舉区(候補者)

資金管理団体の届出
をした者の氏名

横井さくら

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類 衆議院議員(候補者等)

資金管理団体の指定の期間

令和5年 6月 20日から
令和5年 12月 31日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和5年 6月 20日から
令和5年 12月 31日まで

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収 入 総 額	A (①+②)	十億	百万	5	0	0	0	円
(前年からの繰越額)	①							0
(本年の収入額)	②						5	0
支 出 総 額	B						1	1
翌年への繰越額	A - B						3	8

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 额	十億	百万	千	円
員 数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること)				

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イ を 除く。) の 区 分	金 額						備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		十億	百万	5	0	0	0
[う ち 特 定 寄 附]							0
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附							0
(ウ) 政 治 团 体 か ら の 寄 附							0
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)				5	0	0	0
[寄 附 の う ち に よ り 寄 附 の も の]							0
イ 政 党 圏 名 寄 附							内訳は(その8)へ
合 計 (ア + イ)				5	0	0	0

法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 領					備 考
1 経 常 経 費		十億	百	千	円	
(1) 人 件 費					0	
(2) 光 熱 水 費					0	
(3) 備 品・消 殗 品 費					0	
(4) 事 務 所 費					0	
小 計					0	① ((1)～(4)の合計)
2 政 治 活 動 費		十億	百	千	円	
(1) 組 織 活 動 費				1	1	690
(2) 選 卒 関 係 費					0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費					0	ア～エの合計を記載すること
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費					0	
イ 宣 伝 事 業 費					0	
ウ 政 治 資 金 パーティー 開 催 事 業 費					0	
エ そ の 他 の 事 業 費					0	
(4) 調 査 研 究 費					0	
(5) 寄 附・交 付 金					0	
(6) そ の 他 の 経 費					0	
小 計				1	1	690
合 計				1	1	690

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

内訳は様式
(その14)へ

政治資金団体および個人議員
選舉活動費

政治活動費

内訳は様式
(その15)へ

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 組織活動費()			
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	億	百万	万	千	百				
この頁の小計										
その他の支出										
合 計										

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 地会議員関係政治団体に関する特別規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。
 2 「有」に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

(その20)

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 5 月 24 日

政治団体の名称 よこいさくら後援会

会計責任者の氏名 小寺 理

代表者の氏名(解散団体のみ)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和 6 年 5 月 27 日

よこいさくら後援会（国会議員関係政治団体名）

代表 横井さくら 殿

登録政治資金監査人 

登録番号 第 438 号

研修了年月日 平成 20 年 10 月 3 日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、よ
こいさくら後援会（国会議員関係政治団体名）の令和 5 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する
収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳
簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に
係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支
出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委
員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」とい
う。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成
又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収証等、領収証等
を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資
金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、よこいさくら後援会（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所
において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員
関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体
の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員
関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体
の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかつた。

3 業務制限

よこいさくら後援会（国會議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上